

第20回下関市都市計画審議会議事概要	
日 時	平成27年10月28日（水）10時00分～10時50分
場 所	カラトピア 5階ホール
次 第	1. 開会の言葉 2. 市長挨拶 3. 会議成立報告 4. 会長選出 5. 会長職務代理者指名 6. 議案審議 議案第1号 下関都市計画道路の変更について 7. 閉会の言葉
出席者（委員）	
○委員 21名中出席17名【別添委員名簿参照】 ○傍聴者 なし	

【議事概要】

■議案第1号 下関都市計画道路の変更について

質疑応答（要旨）

○委員                    今回の変更において、勝谷保育園と長門一の宮変電所と宅地への影響はないということでよいか。

→事務局（都市計画課）

勝谷保育園及び長門一の宮変電所については、影響がないように配慮した上で道路設計を行い、道路線形を決定している。

○委員                    既存住宅地についての影響はどうか。

→事務局（都市計画課）

現計画では既存住宅地への影響が大きい。この度の変更では影響を最小限に抑えるため、出来る限り南側に線形を振っている。

○委員                    既存住宅地については、少しは影響が出るということか。

→事務局（都市計画課）

この度の変更については、道路幅員を22mから25mに増やしてい

ることもあり、全く影響がないわけではない。

○ 委員 地権者への了解は得られたのか。

→事務局（都市計画課）

現在は計画の変更が未だ認められていないので、変更が認められた後に山口県の担当課と連携して地権者へ説明していくことになる。

○ 委員 信号機はどうなるのか。

→事務局（都市計画課）

事業化が決定した後に、警察と協議し決めていくことになるので、現時点ではどのようなようになるのか決まっていない。

○ 委員 既存の道路は都市計画施設(道路)ではないのか。

→事務局（都市計画課）

都市計画道路とは、都市計画を決定した道路である。都市計画道路と既存の道路が同じ箇所もあるが、この度の箇所については違う。

○ 委員 都市計画道路長府綾羅木線と県道安岡港長府線という二つの呼称があるが、都市計画道路の名称（都市計画法）と一般の名称（道路法）を統一すべきではないのか。

→事務局（都市計画課）

道路法の中で道路の種類は、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道の4つに分けられる。  
その一方、都市計画法においては、まちづくりの中で都市の骨格をなす上で必要と計画決定したものが都市計画道路である。  
整理の仕方が違うものであるので、分けて考える必要がある。  
また、都市計画道路の中には、一路線の中で市道・県道・国道が混在している路線もあり、同じ整理は出来ないと考えている。

○ 委員 県決定の都市計画の変更とのことだが、市の都市計画にのるのか。

→事務局（都市計画課）

市の都市計画として位置づけられるものである。

○ 委員 県決定とはどのような意味か。

→事務局（都市計画課）

国道や県道等の幹線的な道路は広域的な見地からの判断を要するので、県決定になっている。それ以外は市決定ということが都市計画法の中で定められている。

○ 委員 市の都市計画にのるのだから、市も決定するのではないのか。

→事務局（都市計画課）

県決定と市決定の都市計画を合わせて下関市の都市計画になっているので、この路線について市決定はない。

○ 委員 事業実施後、既存の道路はどうなるのか。

→事務局（都市計画課）

既存の道路は残る。

○ 委員 道路が出来た後の話になるが、前勝谷に入るJRを潜る箇所について、今からどのような計画になるのか気になっている。  
また、朝は渋滞しているし、勝谷保育園と勝山小学校が近いので、今後通学路に位置づけられるか分からないが子供たちの安全に配慮した道路となるように、今後の計画で勘案してほしい。

※ 議案第1号について適当であると答申された。

以上